

障がい者控除対象者に 認定書を交付します

「要介護3～5の認定を受けている方」、「常に就床(ねたきり)の認定を受けている方」を扶養している方が確定申告等を行う場合は、事前に町へ申請し、「障がい者控除対象者認定書」を取得することにより、所得控除が受けられる場合があります。

注意

※この認定書は、確定申告等に使用するものであり、確定申告等をされない方は、取得の必要はありません。

※身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は、確定申告等の際にこれらの手帳を提示すれば障がい者控除が受けられますので、この認定書を取得する必要はありません。

詳しくは税務課(57-4121)へお問合せください。

問健康福祉課 ☎(57)4173

不動産無料相談会のお知らせ

不動産に関するさまざまな事柄のお悩みや疑問についての相談会を開催します。

- ☎2月9日(火)① 9時～10時
② 10時～11時
③ 11時～12時

☞野木町役場 本館2階大会議室

☞野木町在住者

☞先着3組(※各回3組)

【相談員】

栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事
※事前予約制となります。
※偶数月の第二火曜日に開催予定です。

◆新型コロナウイルス感染症への対策について
会場において、ビニールでの飛沫防止対策や換気などの対応を行います。3密に注意して開催いたしますが、お越しの際はマスクの着用や咳エチケットの徹底にご協力ください。

問未来開発課 ☎(57)4178

「定住促進補助金」のご案内

令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得される住宅を対象に補助金を交付します。

※令和2年3月31日まで住宅を取得された方については、変更前の要件及び補助額となります。

【対象】

- ・令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得された住宅(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)
- ・取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入又は転居により新たに専用住宅、併用住宅又はマンション等の区分所有建物を取得する方
- ・住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方
- ・取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方
- ・世帯員に町税等の滞納がない方、また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方

【基本額】

新築住宅:10万円、中古住宅:10万円

【加算額】

- ・申請者が令和2年4月以降に転入し、1年を経過していない場合:2万円加算
- ※再転入者は転出から1年以上経過していること
- ・18歳までのお子様がいる場合(人数は問わない):3万円加算

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ②定住誓約書
- ③建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④建物の平面図(間取図)及び住宅までの案内図
- ⑤町外からの転入者については、直近の住所地の完納証明書等(市区町村税等の滞納がないことを証明できる書類)
- ⑥登記の遅延(取得から登記までが年度をまたぎ、申請要件が変わる場合など)にあつては、物件の取得を確認できる書類

問未来開発課 ☎(57)4178